

## 我孫子市医療機関等オンライン診療・服薬指導 導入事業支援補助金 Q&A

Q.1 市外にある医療機関、薬局は対象になりますか。

A. 市外の医療機関、薬局は対象外です。

Q.2 令和2年度より前に購入した機器等は補助の対象になりますか。

A. 対象外です。令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に支出した補助対象経費のみ対象になります。

Q.3 患者への貸し出し用にタブレット端末の購入を検討していますが、補助の対象となりますか。

A. 医療機関または薬局として、オンライン診療での使用を目的とし、患者への貸し出し用にタブレット端末を購入するのであれば対象となります。

Q.4 Wi-Fi ルーターは経費の対象となりますか。

A. オンライン診療に使用する場合は対象となります。

Q.5 他の補助金等との重複申請は可能ですか。

- A. 本補助金の補助対象経費と重複していなければ申請可能です。  
(例) 「千葉県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金」の対象となる経費の一つ(3) 電話等情報通信機器を用いた服薬指導や薬剤交付等ができる体制の確保を目的とした経費として申請していなければ、申請可能。

Q.6 申請書の提出後、申請した内容に変更が生じた場合はどのような手続きが必要ですか。

- A. 我孫子市医療機関等オンライン診療・服薬指導導入事業変更(中止・廃止)申請書(様式3号)を提出してください。

<問合せ先>

我孫子市健康福祉部健康づくり支援課 計画推進担当  
04-7185-1126